

## 「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定実施要領

平成15年7月 3日農林部長決裁  
平成17年7月26日一部改正  
平成21年4月 1日一部改正  
平成27年3月 24日一部改正  
令和元年5月 1日一部改正  
令和2年4月 1日一部改正  
令和2年10月28日一部改正

### 1 目的

特別栽培農産物の普及・拡大及びイメージアップを図るため、埼玉県が認証した特別栽培農産物を利用している飲食店等を、「埼玉県特別栽培農産物利用店」として指定し、環境にやさしい農業の振興に資することを目的とする。

### 2 指定要件

「埼玉県特別栽培農産物利用店」は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 埼玉県内に店舗を有する飲食店及び総菜店、または埼玉県内に本店が所在する県外の飲食店及び総菜店であること。
- (2) 「埼玉県特別栽培農産物」を1品目以上食材に使ったメニューを概ね年間提供できること。
- (3) 調理方法、盛りつけ方法、メニュー、献立名等に創意工夫を行い、本県の特別栽培農産物のイメージアップに貢献していること。
- (4) 「埼玉県特別栽培農産物」以外の農畜産物についても、できる限り県内産の利用に努めること。

### 3 指定の期間

利用店の指定期間は、指定日の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

指定期間終了後、希望する場合は更新できるものとする。

### 4 指定の手続き方法

- (1) 「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定を受けようとする者は、別紙1の申請書に記入の上、所管の農林振興センターを経由して埼玉県農林部農産物安全課（以下「農産物安全課」という。）に申請する。なお、県外店舗については、本店所在地を所管する農林振興センターを経由して農産物安全課へ申請する。
- (2) 3に規定する更新については、4（1）の規定を適用する。

### 5 指定の決定

- (1) 知事は、申請のあった飲食店等について審査を行い、本要領2の要件に適合すると

認める時は、別紙4の「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定書を交付する。

- (2) 指定された飲食店は、「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定書を店内に掲出するものとする。
- (3) 知事は指定された飲食店等について、埼玉県のホームページに掲載しPRを行う。

## 6 看板の貸与及び設置

指定書を交付された店舗にあつては、「特別栽培農産物利用店」の看板の貸与を受けることができ、それを店先または店内に掲げることができる。

この場合、看板とは別にメニューなどに、特別栽培農産物がどう使用されているかが来客などに対してわかるよう表示しなければならない。

なお、看板については、1店舗につき1枚の看板を貸与するものとする。

## 7 指定店の報告事項

- (1) 指定された飲食店等は、指定の翌年度から、毎年4月末日までに別紙2「特別栽培農産物等利用報告書」及び別紙3「特別栽培農産物等利用計画書」を所管の農林振興センターを経由して農産物安全課に提出するものとする。
- (2) 「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定申請書の記述に、変更点が生じた場合は、所管の農林振興センターに連絡し調整を図るものとする。
- (3) (1)及び(2)について、県外店舗に係る事務処理は、本店所在地を所管する農林振興センターを通じて行うものとする。

## 8 指定の取り消し

知事は、「埼玉県特別栽培農産物利用店」となった飲食店等が、本要領2の要件に該当しなくなり、「埼玉県特別栽培農産物利用店」としての適性を欠くと認められるときは、指定を取り消すことができる。

## 9 その他

- (1) この要領に基づき「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定を受けた飲食店は、「県産農産物サポート店」登録実施要領に従い、県産農産物サポート店として登録を受けたものとみなされる。
- (2) その他この要領に定めるもののほか、「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定について必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成15年7月15日から施行する。

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月24日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月28日から施行する。